

## 教員の長時間勤務が日本人全体の働き方に及ぼす影響？

労働者委員 原園正敏

ここ1年あまり、教員の長時間勤務が全国的にマスコミで大きくとりあげられて話題になっている。連合総研が2017年1月に発表したデータによると、1ヶ月あたりの時間外勤務が過労死ラインである80時間を超える教員は、小学校72.9%、中学校86.9%、高校61.4%、特別支援学校12.0%となっており、驚くべき数字である。

2017年3月の参議院文教科学委員会において、文科大臣は「教職員の長時間労働が今のままの状況では、日本の教育水準の維持について持続可能性は難しい。」と述べている。そして、2017年6月22日に文科大臣は中教審に対して、学校における働き方改革に関する総合的な方策についての検討を諮問した。その後、中教審初等中等教育分科会の「学校における働き方改革特別部会」は、9回の議論を経て中間まとめを出し、それを受けて文部科学事務次官が都道府県教育長と指定都市教育長に対して「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について（通知）」を発出した。

中教審の中間まとめ、文部科学事務次官通知のいずれにも、「学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化」が謳われ、現在、教師が担っている業務を「①基本的には学校以外が担うべき業務」「②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類している。注目すべきは①の「学校以外が担うべき業務」をこれまで何年間にも渡って教師が担ってきたという事実である。①の業務を見てみると、「登下校に関する対応」「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応」「学校徴収金の徴収・管理」「地域ボランティアとの連絡調整」といった項目が並んでいる。

それではなぜ、教員の多くが過労死ラインまで長時間勤務を強いられながらも、学校以外が担うべき業務まで担うことになってしまったのだろうか。

以下は、2007年9月27日に札幌高裁が出した教員の勤務時間に関する判決文である。

各教育職員は、必然的に時間外勤務等を行うことになることを前提として、教職員会議で職務分担等を決定しているというべきであるから、各教育職員が職員会議で決定を割り振られた職務を行う必要上時間外勤務等に及んだとしても、そのような時間外勤務等は、教育職員が自らの意思に基づいて決定したところに基づくもの、すなわち自主的に行ったものと評価するのが相当である。なお、校長が教育職員にひたすらお願いしてクラス担任や部活動の担当を引き受けてもらうことがあるが、このような場合も、教育職員がプロフェッションの一員であるとの自覚のもとにやむを得ず、引き受けた教育職員の自主的な決定というべきである。

なんとも理解しがたい判決文であるが、教員が勤務時間外に行った職務は全て「自主的に行ったものである」という趣旨の判決は、これまで山のように積み上げられている。なぜこのようなおかしい判決文が成立するのだろうか。

それは、1971年に制定された教員のみにも適用されている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の存在があるからである。この法律によって、教員は労働基準法第37条が適用されず、時間外勤務手当と休日勤務手当が支給されないこととされている。超過勤務手当が支給されない以上、超過勤務命令は事実上存在しない建前となり、法に従って判決文を書くとしたら、このような形にならざるを得ないのである。

また、超過勤務手当が発生しないということは、どれだけ多くの業務を積み上げ超過勤務をさせても、人件費がかからないということであり、教員を雇用する教育行政に超過勤務削減のインセンティブは働か

ない。過剰な超過勤務が野放しにされてきた要因である。

さらには、勤務時間が適正に管理されない学校の中では、管理職のみならず教員自身も自ずと勤務時間に対する感覚が麻痺してしまい、時間外勤務が拡大していったのである。

しかし、労基法改正で世の中が時間外勤務の上限と罰則を設けようとする状況の中で、給特法によって教員の時間外勤務に規制がかからない状況を放置することは大きな問題である。何が問題かという、一つには、冒頭で文科大臣の言葉を紹介したように、教員が多忙であれば、しっかりとした授業準備ができず教育の質が低下するということは容易に想像がつく。そして二つめは、教員が指導した子どもたちは、やがて労働者になっていくわけであるが、子どもたちを指導する教員に時間外勤務の上限がなく、時間外勤務はすべて自主的に行ったと裁判所に言われるような中で、教員自身も勤務時間に対する感覚が麻痺して無定量に働いている状況は、子どもたちが労働者になったときの働き方に悪影響を及ぼすのではないかと考える。

以前、県外のある定時制高校の先生からこういう話を聞いた。授業中、ひとりの生徒の携帯電話にメールが入った。内容は、生徒が働いているコンビニの人手が足りなくなったので、直ぐ来てほしいというものだった。生徒にどうしたらいいか聞かれたその先生は、「必要とされているということはありがたいことです。授業はいいから直ぐ行きなさい。」と言って、コンビニに行かせたそうである。それから何年か経って、大学生の講義もお構いなしでアルバイトのシフトを組む悪質バイトの報道を見て、ハッと自分の間違いに気づいたのだそうだ。

この話を聞いたとき、日本の労働者の労働時間が極めて長く、過労死がそのまま英語になっているような労働環境は、やがて労働者や経営者になっていく子どもたちを教育している、教員の勤務時間管理がなされずに無定量に働かされている、あるいは、教員自身が勤務時間という感覚を失い無定量に働いていることに、少なからず原因があるのではないかと思った。

逆に言うと、教員の働き方改革が進めば、全ての業種での働き方改革につながるのではないかと思うのは私だけだろうか。